（仮称）珠洲大谷峠ウィンドファーム事業の実施引継ぎに関する公表

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三条の九第一項の規定に基づき次のとおり公表いたします。

一、引継ぎ前の第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

日本風力サービス株式会社
代表取締役　倉田　隆広
東京都港区芝二丁目五番一〇号芝公園ＮＤビル六階

（なお、日本風力サービス株式会社は、令和八年八月一日付でＧＰＳＳ事業開発株式会社を存続会社とする吸収合併により、消滅しました。）

二、第一種事業の名称、種類及び規模

（仮称）珠洲大谷峠ウィンドファーム事業
風力（陸上）
最大発電所出力　三六、〇〇〇ｋＷ
（三、六〇〇～五、三〇〇ｋＷ×最大十基）

三、法第三条の九第一項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号

日本風力サービス株式会社は、第一種事業の実施を当社へ引き継ぎましたので、法第三条の九第一項第三号に該当することとなりました。

四、引継ぎにより新たに第一種事業を実施しようとする者となった者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

ＧＰＳＳ事業開発株式会社
代表取締役　倉田　隆広
東京都港区芝二丁目五番一〇号芝公園ＮＤビル六階

令和八年八月三日

東京都港区芝二丁目五番一〇号芝公園ＮＤビル六階
ＧＰＳＳ事業開発株式会社
代表取締役　倉田　隆広

（仮称）出水ウィンドファーム事業の実施引継ぎに関する公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三十条第一項第三号の規定に基づき次のとおり公告いたします。

一、引継ぎ前の事業者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

日本風力サービス株式会社
代表取締役　倉田　隆広
東京都港区芝二丁目五番一〇号芝公園ＮＤビル六階

（なお、日本風力サービス株式会社は、令和八年八月一日付でＧＰＳＳ事業開発株式会社を存続会社とする吸収合併により、消滅しました。）

二、対象事業の名称、種類及び規模

（仮称）出水ウィンドファーム事業
風力（陸上）
最大発電所出力　六〇、二〇〇ｋＷ
（四、二〇〇～四、三〇〇ｋＷ×最大十四基）

三、法第三十条第一項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号

日本風力サービス株式会社は、対象事業の実施を当社へ引き継ぎましたので、法第三十条第一項第三号に該当することとなりました。

四、引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

ＧＰＳＳ事業開発株式会社
代表取締役　倉田　隆広
東京都港区芝二丁目五番一〇号芝公園ＮＤビル六階

令和八年八月三日

東京都港区芝二丁目五番一〇号芝公園ＮＤビル六階
ＧＰＳＳ事業開発株式会社
代表取締役　倉田　隆広